

議案第96号

小松島市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

小松島市職員の退職手当に関する条例（昭和29年小松島市条例第3号）の一部を別紙のように改正する。

令和4年12月2日提出

小松島市長 中山俊雄

## 小松島市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

小松島市職員の退職手当に関する条例（昭和29年小松島市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。」を削り、同条第2項ただし書中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

第4条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同条第2項中「（前項）」を「（同項）」に改める。

第5条の3中「15年」を「20年」に改める。

第6条の3の表第6条の2の部同項の項中「同条」を「第5条の3」に改める。

第6条の4第1項中「以下「休職月等」」を「第7条第4項において「休職月等」」に改め、「定める額（以下）」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第8条の2第1項第1号中「15年」を「20年」に改める。

第14条第1項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第15条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第17条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあつて

は」を「には」に改める。

附則第6項中「第5条の3まで」の次に「及び附則第11項から第18項まで」を加える。

附則第7項中「第5条の2」の次に「及び附則第13項」を加える。

附則第8項中「第5条」の次に「及び附則第12項」を加える。

附則に次の8項を加える。

- 1 1 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳（小松島市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年小松島市条例第 号）による改正前の小松島市職員の定年等に関する条例（昭和59年小松島市条例第20号。以下「令和5年旧職員定年条例」という。）第3条ただし書に規定する職員に相当する職員にあっては、63歳。次項において同じ。）に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び第4条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第11項」とする。
- 1 2 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第12項」とする。
- 1 3 小松島市職員の給与に関する条例附則第21項の規定による職員の給料月額改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 1 4 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（令和5年旧職員定年条例第3条ただし書に規定する職員に相当する職員以外の者）にあっては60歳とし、同条ただし書に規定する職員に相当する職員にあ

っては63歳とする。)に達する日」と、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年  
(令和5年旧職員定年条例第3条ただし書に規定する職員に相当する職員以外の者にあつては60歳とし、同条ただし書に規定する職員にあつては63歳とする。)と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

- 15 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者(次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。)(規則で定める者を除く。)に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「6月」とあるのは「零月」と、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)」とあるのは「100分の3」とする。

令和5年旧職員定年条例第3条ただし書に規定する職員に相当する職員以外の者	60歳
令和5年旧職員定年条例第3条ただし書に規定する職員に相当する職員	63歳

- 16 当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項(第1号及び第5号を除く。)に規定する者に対する第5条の3及び第8条の2の規定の適用については、第5条の3本文及び第8条の2第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に

応じ、第5条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第8条の2第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

17 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第15項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「附則第15項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

18 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第15項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

附 則  
(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）に対する改正後の小松島市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。））」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。））」とする。

（小松島市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 小松島市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和58年小松島市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「に新条例」を「に小松島市職員の退職手当に関する条例」に改め、「第5条まで」の次に「又は附則第11項若しくは第12項」を加え、「, 新条例」を「, 同条例」に改め、「第5条の3まで」の次に「及び附則第11項から第18項まで」を加える。

附則第5項中「に新条例」を「に小松島市職員の退職手当に関する条例」に、「又は新条例」を「又は同条例」に改め、「第5条の2」の次に「及び附則第13項」を加える。

附則第6項中「新条例」を「小松島市職員の退職手当に関する条例」に改め、「第5条」の次に「又は附則第12項」を加える。